

記入例

様式第十号（第十条の九関係）

（第1面）

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

○○年○○月○○日

甲府市長 ○○○○ 殿

申請者 〒 郵便番号は必ず記入すること

住所 登記簿謄本（個人の申請にあっては住民票）
の記載と同一とすること

氏名 株式会社 甲府太郎商会
代表取締役 甲府 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 055-237-1161

印

※「印」には印鑑証明書と同じ印影の印鑑を捺印すること（申請者が法人の場合）

産業廃棄物収集運搬業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成○○年○○月○○日 第●●●△△□□□□□号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類 ・ ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。） 及び陶磁器くず ・ がれき類 <p>※現在許可を取得している扱う産業廃棄物の種類を記入する。</p>
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥の追加 ・ 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類の石綿含有産業廃棄物の取扱いの明確化 (石綿含有産業廃棄物を扱う)
変更理由	排出事業者から収集運搬の依頼があったため 等
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	記入しない
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	記入しない
※事務処理欄	記入しない

○ 提出された情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
申請者が個人の場合 記載すること		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
こうふたろうしょうかい 株式会社 甲府太郎商会	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 ※登記簿謄本の記載と同一にすること	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
該当者がある場合記入		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
該当者がある場合記入		
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
こうふ たろう	昭和20年12月21日	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（本籍）
甲府 太郎	代表取締役	山梨県甲府市上町601-4（住所）
こうふ いちろう	昭和45年11月11日	※住民票の記載と同一にし、漢数字とアラビア
甲府 一郎	取締役	数字（1、2…）を記載通りに使い分けること。

記入にあたっての注意事項

- ① 商業登記簿謄本、住民票を参考にして記入漏れのないように記載すること。
- ② 法人名、役員名ともに「ふりがな」を必ず記入すること。
- ③ 役員（申請者が法人である場合）の欄には、商業登記簿に記載されている役員全員、及び監査役、執行役、相談役、顧問等を記入すること。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	3,000株	出資の額	3,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (代表者名)	保有する株式の 数又は出資金額	本籍
		割合	住所
こうふ たろう 甲府 太郎	昭和20年12月21日	1,500株 50/100	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 山梨県甲府市上町601-4
やまなしじろうさんぎょう (株)山梨次郎産業	代表取締役 やまなしじろう 山梨次郎 ※法人の場合は代表者名を記載	1,500株 50/100	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

記入にあたっての注意事項

- ① 商業登記簿謄本、住民票を参考にして記入漏れのないように記載すること。
- ② 株主が法人である場合、生年月日欄には当該法人の代表者名を記入すること。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
該当者がある場合記入		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄 記入しないこと

※添付書類一覧を添付すること

添付書類一覧
(事業範囲の変更)

書類作成責任者	
氏名	○○ ○○
電話番号	055-237-1161

No.	添付書類	事業範囲の変更	添付の有無	添付省略の理由

取り扱う産業廃棄物一覧

変更前		変更後	
取り扱う産業廃棄物の種類 (計 種類)	積保の 有 無	取り扱う産業廃棄物の種類 (計 種類)	積保の 有 無
□ 燃え殻	有・無	□ 燃え殻	有・無
□ 汚泥	有・無	✓汚泥	有・無
□ 廃油	有・無	□ 廃油	有・無
□ 廃酸	有・無	□ 廃酸	有・無
□ 廃アルカリ	有・無	□ 廃アルカリ	有・無
✓廃プラスチック類	④・無	✓廃プラスチック類	④・無
□ 紙くず	有・無	□ 紙くず	有・無
□ 木くず	有・無	□ 木くず	有・無
□ 繊維くず	有・無	□ 繊維くず	有・無
□ 動植物性残さ	有・無	□ 動植物性残さ	有・無
□ 動物系固形不要物	有・無	□ 動物系固形不要物	有・無
□ ゴムくず	有・無	□ ゴムくず	有・無
□ 金属くず	有・無	□ 金属くず	有・無
✓ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず	④・無	✓ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず	④・無
□ 鉱さい	有・無	□ 鉱さい	有・無
✓がれき類	④・無	✓がれき類	④・無
□ 動物のふん尿	有・無	□ 動物のふん尿	有・無
□ 動物の死体	有・無	□ 動物の死体	有・無
□ ばいじん	有・無	□ ばいじん	有・無
□ 施行令第2条第13号に係る産業廃棄物(産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記廃棄物に該当しないもの)	有・無	□ 施行令第2条第13号に係る産業廃棄物(産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記廃棄物に該当しないもの)	有・無

変更前		変更後			
	取り扱い	積保の 有 無		取り扱い	積保の 有 無
石綿含有産業廃棄物	含む・ 含まない	④・無	石綿含有産業廃棄物	含む・ 含まない	④・無
水銀使用製品産業廃棄物	含む・ 含まない	有・無	水銀使用製品産業廃棄物	含む・ 含まない	有・無
水銀含有ばいじん等	含む・ 含まない	有・無	水銀含有ばいじん等	含む・ 含まない	有・無

- ・変更前及び変更後に取り扱う産業廃棄物の種類については、該当する種類の□の中にチェックマーク(レ)を付すこと。
- ・石綿含有産業廃棄物等を取り扱う場合については、「含む」に○を、取り扱わない場合には「含まない」に○を付すこと。
- ・「積替え又は保管の有無」については、該当する項目に○を付すこと。